

慶弔関係（出生・死亡）の広報紙掲載について

【意見・提案など】

毎月15日発行の市報に、お誕生とお悔やみの人の掲載をしてほしいです。新聞をとっていないので、あとから知ることがあります。旧塩沢町の時は、公民館報に掲載がありましたので、とても良かったです。15日発行の市報は薄いので、掲載いただければ市民も喜ぶと思います。ご検討よろしくお願いします。

（令和4年11月）

【市からの返事】

慶弔関係（出生・死亡）の広報紙掲載については、合併前の旧六日町と旧大和町は個人情報保護の観点から掲載していなかったため、合併時の「市報みなみ魚沼」の創刊にあってもこの編集方針を踏襲することとしました。

旧塩沢町では公民館報で掲載していたようですが、掲載により営業行為（電話や訪問など）に使われる場

合があること、家族を亡くしたばかりの遺族に掲載の可否を伺うこと自体に配慮が足りないという意見があることのほか、地域の広がりでも対象者も増えたため、月2回発行の市報では紙面の都合で掲載できる情報量に限りがあることから、掲載を行わないこととしました。

また、市報の発行につきましては、配布する行政区長の負担軽減を図るため、15日号の縮小に取り組んでいくところですよ。

法律の規定に基づき適正な管理をさせていただく個人情報保護の観点からも、市民のみなさんの大切な個人情報である慶弔（出生・死亡）については、市報で掲載しないこととしていきます。

市民と協働のまちづくりに資するよう市政情報を積極的かつ優先的に提供してまいりますので、ご理解いただきまますようお願いいたします。

（担当：秘書広報課）

交通ルール無視のドライバーについて

【意見・提案など】

一時停止をしないドライバーを最近多く見かけます。

冬はさらに見通しが悪くなること

もあるのでは、注意喚起を市報でお願いしたいです。一時停止の看板も雪に覆われ気付きにくかったりするのでは、事故の多い信号のない交差点では一時停止標識の他に何か事故を抑止できる案を考えていただきたいです。警察案件かと思いますが、警察に丸投げせずに市でも警察とのさらなる連携を求めます。

（令和4年12月）

【市からの返事】

市では、国や県が年4回実施する交通安全運動、交通事故防止運動に合わせ、市報に交通安全に関する記事を掲載しており、令和4年12月1日号では、雪道の安全走行などの交通事故防止を呼びかけたところです。歩行者や自動車など対象によって交通ルールはさまざまなのがあることから、一時停止を取り上げた注意喚起に限らず、交通安全の一般的な内容で事故防止を呼びかけています。

また、横断歩道での歩行者優先、一時停止を推進するため、新潟県が始めた「渡るよサイン※」の周知に警察と連携して取り組んでいます。

横断歩行者優先、一時停止の徹底を啓発することにより、信号機のない交差点での事故防止につながるもの

と考えています。

今後も警察などの関係機関と連携して、交通ルールの遵守など安全運転を呼びかけ、交通事故防止に取り組んでいきます。

※渡るよサイン：信号機のない場所で、歩行者が横断する意思を伝える動作のこと

（担当：環境交通課）

お詫びと訂正

☎南魚沼市地域包括支援センター

☎773・6675

大和地域包括支援センター

☎788・0106

塩沢地域包括支援センター

☎782・0252

市報2月1日号2ページの「日常生活自立支援事業」の相談先に誤りがありました。お詫びして訂正します。

訂正前 南魚沼市社会福祉協議会
くらしのサポートセンター
のみ

訂正後 南魚沼市社会福祉協議会
生活支援係

※電話番号に訂正はありません